

第2期池田市子ども・子育て支援事業計画（素案）【概要】

1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では人口減少社会が到来し、少子化が深刻な状況となっています。また、家庭や地域の子育て力の低下、子育て家庭の孤立化、女性就業率の高まり等による待機児童問題、支援を要する子どもの増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は様々な課題を抱えています。

このような背景の中、国では、待機児童を解消するための「子育て安心プラン」や子育て家庭への経済的支援を行う「幼児教育・保育の無償化」などが実施されています。

本計画は、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、幼児教育・保育の無償化などに関する新たな動向も反映しつつ、地域社会全体で子ども・子育てを支援し、推進していく内容とします。

2. 計画の位置づけ

以下の3つの法律に基づく計画を一体的に策定します。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」

3. 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間。

2 池田市の子どもを取り巻く現状と課題

1. 統計データからみる市の状況

- 総人口：微増傾向で10万人台で推移。
- 児童人口：小学校就学児童は概ね5,500人台の横ばいで推移。就学前児童は減少傾向で5,000人を割り込む。
- 子どものいる世帯数：減少傾向。核家族世帯は増加傾向。
- 合計特殊出生率：1.37で大阪府と同水準（国より低い）。
- 就労の状況：女性の就業者数が増加。
- 婚姻の状況：婚姻率は国や府の値よりも低い。未婚率は上昇傾向。

2. ニーズ調査結果からみた課題のまとめ（平成30年12月実施）

調査対象	配布数	有効回収率
0～5歳までの就学前児童の保護者	2,003件	65.80%
小学校1～6年生までの児童の保護者	2,008件	66.00%

- 母親の就労状況
就学前児童の母親 55.7%、就学児童の母親 70.1%で、前回調査結果（平成25年10月実施）よりそれぞれ13%以上増加。
- 教育・保育施設などの利用状況
68.2%で、前回調査結果より10%増加。
- 地域の人に支えられていると感じる割合
55.7%で、前回調査結果より17.4%の減少。
- 子どもに関する悩みや気になること
「子どもの教育」、「食事や栄養」、「病気や発育発達」が上位3項目。

3 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ

2. 基本目標

1 子育て・親育ちを応援する環境づくり	◆家庭・地域・社会における子育て支援を推進します。 ◆学校教育、就学前教育の充実を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・推進を行います。 ◆虐待の早期発見・早期対応及び発生予防の充実を図ります。
2 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり	◆妊娠期から子育て期の不安や孤立感を解消できるように、母子保健の充実や子育てに係る相談機能の充実を図ります。 ◆多様な保育ニーズに応じた保育サービスを提供するとともに、子育て支援ネットワークの充実をめざします。
3 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	◆家庭生活と仕事の両立支援に向け、企業・事業所に啓発を行うとともに、多様な就労状況に応じた保育サービス等の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。
4 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり	◆関係機関や地域と連携して、子どもを事故、犯罪の被害から未然に守る活動を推進します。 ◆バリアフリー化など、子ども・子育て家庭に配慮したまちづくりを推進します。
5 子どもの人権を守る環境づくり	◆池田市人権教育基本方針に則った人権教育を推進します。 ◆様々な文化、習慣、価値観等が尊重され、子どもの権利が等しく守られる環境の整備・充実に努めます。 ◆虐待防止や要保護児童に配慮した取組を推進するとともに、次代を担う人材育成策として、子どもの貧困問題対策を推進します。

3. 重点的な取組み

- ① 妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援の充実
- ② 高まる保育需要への対応
- ③ きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援
- ④ 学校教育、就学前教育の充実

4 施策の展開

基本目標1 子育て・親育ちを応援する環境づくり

- (1) 次代の親を育む環境の整備・充実
◆市民の子育てに対する関心の醸成／子育て意識・親意識の育成
- (2) 子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・充実
◆学校教育・就学前教育の充実／思春期健康教育・保健対策の推進／多様な体験活動の充実／子どもの遊び・学びの環境の整備
- (3) 支援の必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実
◆ひとり親家庭の自立促進／障がいのある子どもの自立と社会参加／要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実／不登校児童生徒等の自立支援・相談体制の充実

基本目標2 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

- (1) 地域の子育て環境の整備・充実
◆地域における子育て支援の推進／多様なニーズに応える保育サービスの推進／放課後児童対策の充実／子育て支援ネットワークの充実
- (2) 母子の健康を切れ目なく支える環境の整備・充実
◆母子の健康保持／食育の推進／小児保健医療体制の充実
- (3) 少子化対策の推進
◆子育ての経済的負担の軽減／結婚の希望を叶える環境整備

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

- (1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実
◆家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ／多様な就労形態への働きかけ
- (2) 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発
◆ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進／男女共同参画に関する啓発の推進
- (3) 子育てと仕事が両立できる保育環境の整備・充実
◆多様なニーズに応える保育サービスの推進【再掲】／放課後児童対策の充実【再掲】

基本目標4 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

- (1) 子育て家庭が安心して生活できる環境の整備・充実
◆居住環境の整備・充実／子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
- (2) 子どもが安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実
◆子どもにとって安全な交通対策の推進／子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進／子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

基本目標5 子どもの人権を守る環境づくり

- (1) 子どもの人権が尊重される環境の整備・充実
◆要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実【再掲】／人権教育の推進／子どもが参画できるまちづくりの推進
- (2) 子どもの貧困対策の推進
◆教育の支援／生活の安定に資するための支援／保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援／経済的支援

5 子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育提供区域について

本市は地理的・距離的に東西の区域が狭いことから、市内全体の広域的な観点で、需要の増減に対し、効果的かつ柔軟に対応できるよう、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）を除く各事業で市全域を提供区域とします。

2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	児童の年齢	対象者	保育の必要性	施設等
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみの就学前の子ども	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	あり	保育所 認定こども園
3号認定	0歳～2歳	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	あり	保育所 認定こども園 地域型保育施設

3. 教育・保育給付事業の量の見込み及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」及び教育・保育施設による確保の内容を定めます。

(1) 幼稚園、認定こども園（1号認定及び2号認定で学校教育の利用希望が高い利用者）

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1号認定	1,412	1,244	1,132	1,085	1,037	1,012
	2号認定 (教育ニーズが高い)		165	162	161	160	158
	計	1,412	1,409	1,294	1,246	1,197	1,170
	②確保の内容(定員・人)	1,962	1,864	1,636	1,645	1,645	1,645
	差②-①	550	455	342	399	448	475

<量の確保方策>

- ◎ ニーズ量に対して、受入体制は確保されています。
- ◎ 2号認定のうち、教育ニーズが高い方のニーズ量に対して、幼稚園・認定こども園の預かり保育により受入体制は確保されています。

(2) 保育所、認定こども園（前記以外の2号認定）

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	938	1,121	1,194	1,248	1,270	1,279
②確保の内容(定員・人)	896	1,056	1,134	1,158	1,158	1,279
差②-①	▲42	▲65	▲60	▲90	▲112	0

<量の確保方策>

- ◎ 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

(3) 保育所、認定こども園、小規模保育所等（3号認定）

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	822	896	925	958	945	934
②確保の内容(定員・人)	774	849	829	841	841	979
差②-①	▲48	▲47	▲96	▲117	▲104	45

<量の確保方策>

- ◎ 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

- ①利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業